

令和8年9月第4回真庭市議会定例会

一般質問通告書

令和8年9月定例会第4回真庭市議会定例会 一般質問質問順

一般質問 質問順	質問者氏名	くじの数字	代表質問・個人質問
1	柴 田 正 志	2	個人質問
2	田 島 吉 章	3	
3	谷 本 彰 良	5	
4	奥 侑 樹	7	
5	小 椋 一 郎	8	
6	葉 廣 峰 久	11	
7	緒 形 尚	12	
8	伊 藤 義 則	13	
9	小 田 康 文	14	
10	庄 司 史 郎	16	
11	妹 尾 智 之	17	
12	伊 賀 基 之	18	
13	吉 原 啓 介	19	
14	黒 川 愛	20	
15	村 上 善 彦	22	

通告順

1

令和 8 年(2026 年)8 月 24 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 5 番

真庭市議会議員 柴田 正志

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
対処から予防伐採へ	今年 3 月 26 日の夜、後谷地内において市道上の倒木に車両が接触して車両が損傷するという事故がおきている。過失割合は 7 対 3 で市道管理ができていないことで 30%が市の過失であった。 手入れができてない山が増え、それとともに倒木のリスクも増えてきているように思われる。 大雨や大雪の際の市道への倒木による通行止めは山間部においては度々起こることである。 今年 7 月 3 日に美咲町と中国電力ネットワークとの間で、災害時の倒木に伴う停電や道路寸断のリスクを減らすため、配電線などの近くにある樹木を事前に伐採する連携協定が結ばれている。協定では、倒れる恐れがある町内の樹木について情報共有し、同社や町の委託業者の作業員が伐採にあたるとしている。 このような予防伐採のやり方があるのだと感心するとともに、改めて山間部において倒木対策は大きな課題であることを認識した。 令和 3 年 12 月議会においても同様の質問をしているが、道路や配電線・ケーブル・鉄道などの重要なインフラに被害をもたらす恐れのある樹木を、倒木事故がおきてから対処するのではなく事故を未然に防ぐために予防伐採するといった取り組みはさらに推進すべきと考える。 改めて市長の見解を伺う。	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
スポーツ・文化交流を通じた外国人との共生社会の推進を	真庭市においても日常的に外国人を見るようになり最近では外国人居住者（労働者）が増えていることが推察される。 言語の壁、常識や生活習慣の違いからの戸惑いもあり、せっかく真庭で生活しながら母国のコミュニティ内だけで生活するケースもあるのではないかと想像する。 真庭市の目指す共生社会、その中には外国人居住者との共生も推進すべきと考える。外国人労働者を単なる労働力としてではなく地域に暮らす隣人として互いに認識し合い、自然に良き交流ができ、互いに幸福感を持って生活できる活力ある地域となって欲しいと考える。 そのためのきっかけ作りとしては、言葉の壁を越えやすいスポーツや文化を通じた交流は非常に大きな可能性を秘めていると考える。 市内のスポーツクラブや武道の活動、伝統文化教室などの情報を一元的に集約した情報コーナーや掲示板を設置し、多言語対応のチラシやパンフレットを設置する。 そこに行けば外国人歓迎のスポーツ・文化活動の情報が一目で分かる環境を作ること、興味を持つ外国人がスポーツ・文化という地域活動参加の一步を踏み出しやすくする。そして交流が始まれば相互理解が進み、共生社会の推進と地域の活力向上につながると考える。 このようなスポーツ・文化を通じた外国人との共生社会推進に向けて、多言語情報の発信（WEB も含め）と交流促進の取り組みを推進すべきと考えるが市長の見解を伺う。	市長

通告順

2

令和 8 年(2026 年)8 月 24 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 2 番

真庭市議会議員 田島 吉章

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
生成 AI 利活用の進展とオープンデータ活用	旧久世校地を活用した真庭市高校サテライトキャンパスを拠点に、地域の高校生に多様な学びの機会を提供する「真庭市高校サテライトキャンパス推進事業」の一環として、先日 8 月 4 日から 5 日にかけて、夏季トライアルプログラム「CHALLENGE THE FUTURE MANIWA 2026(チャレマニ)」が実施された。同事業には、専門的なプログラミング知識を持たない、市内の高校に通う生徒及び市内在住の高校生 12 名が参加し、生成 AI との対話を通じてコードの生成や修正を行う、いわゆる「バイブコーディング」の手法で防災及び観光をテーマとした地域課題の解決につながるアプリを開発した。成果物は、今後、高校の探究学習の素材として継続的な学びに発展させていくことを検討していると伺っている。 近年、生成 AI によるコード生成技術は急速に進展しており、専門的なプログラミング知識を持たない人でも、生成 AI との対話を通じて比較的簡易かつ短時間でアプリ開発が可能となっている。今回、市内の高校生が実際に地域課題をテーマとするアプリ開発ができたことは、その可能性を身近なところで実証した貴重な事例といえる。 私は、こうした生成 AI 技術の進展により、行政のオープンデータの重要性がこれまで以上に増してきてい	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	るのではないかと考えている。 2010 年代以降、福井県鯖江市をはじめ全国の自治体において、行政が保有するデータを機械判読可能で二次利用しやすい形式で公開し、民間企業や市民等がこれを活用してシステム・サービスを開発することで、官民協働による地域課題の解決や新たな価値の創出を図る「オープンデータ」の取組が広がった。 こうした動きに伴い、行政データを活用して地域課題を解決するアイデアを創出する「アイデアソン」や、そのアイデアをシステムやサービスとして具体化する「ハッカソン」といった官民共創型のワークショップも全国各地で開催されてきた。国においても、官民データ活用推進基本法の制定などにより、こうした取組を後押ししてきた。現在では、公共施設、指定緊急避難場所、人口、医療機関、観光施設、イベント、投票所、ごみの分別方法など、住民生活に密接に関わる 31 種類のデータを「自治体標準オープンデータセット」として体系化し、地方自治体にその公開と利活用を推奨している。また、これらのデータを活用した防災、観光、子育てなど様々な分野におけるサービスの事例を示すなど、その普及と利活用の促進を図っているところである。 本市においても、2017 年度、ごみ分別・収集データをオープンデータとして公開し、市内事業者がこれを活用してごみの分別方法や収集日などを確認できる「まにわ資源循環ナビ『スマエコ App』」を開発した。同アプリはその後民間によって運営・機能拡張が続けられ、現在では「まにあぷり」と連携し、市民生活を支えるサービスの一つとして定着している。行政がデータという公共資源を二次利用しやすい形態で提供し、それを民間が活用して新たなシステム・サービスを生み出すことで、行政にとってはシステムの開発・運営コストの削減、民間にとっては新たなビジネス機会の創出につながっている、まさにオープンデータ活用の好事例になっていると考える。 一方、これまでオープンデータを活用したシステムを	

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	開発するためには、一定のプログラミング技術を有する技術者の存在が必要であった。そのため、データを公開しても、活用できる主体や用途が限られ、多くのデータが十分に活用されないという課題もあった。特に、IT人材・IT企業の集積が多くない真庭市においては、この「活用の担い手」不足が大きな課題であったと言える。 しかし、生成 AI の登場でこの前提が大きく変わりは始めている。「チャレマニ」で高校生が実践できたように、プログラミングの専門知識がなくても生成 AI の支援を受けながら自らのアイデアをアプリとして形にすることが可能となってきた。これまでオープンデータ活用の一つの障壁となっていた「開発の担い手」が、高校生を含む一般の市民・団体にまで広がっていく可能性がある。 そうであるならば、生成 AI 時代における行政の役割として、行政自らがデジタルサービスを開発すること以上に、市民や企業、学生などが地域課題の解決に活用できる「材料」として質の高い行政データを提供するとともに、それを自由に活用し、新たなサービスや価値を生み出すことのできる官民共創の環境を整備していくことが、これまで以上に重要になるのではないかと考える。 生成 AI の進展によってオープンデータの活用主体の裾野が大きく広がる中、オープンデータ政策についても、単に「データを公開する」という段階から、「公開したデータを実際に活用し、市民や企業、学生など多様な主体が新たなサービスや価値を生み出す」という段階へ、一歩取組を進めていく必要があると考える。 そこで伺う。 (1) 先述のとおり、生成 AI の進歩による技術的変化によって、本市においてもオープンデータ公開の意義は従来以上に高まっていると考えるが、市の認識を伺う。 (2) 生成 AI によるデータ活用においては、機械判読等二次利用が容易な形式で鮮度高く情報が提供されていることが重要である。本市が保有する行政データに	

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	ついて、「自治体標準オープンデータセット」への対応含め、現在の公開状況や形式・更新方法等のあり方を改めて点検・検討するとともに、将来を見据えオープンデータを積極的に公開・拡充していく考えはないか。 (3) オープンデータは、企業・団体、学生等市民が行政とともに地域課題を考え、新たなサービスや価値を生み出す、これからの市民協働・官民共創の基盤となり得る素材と考える。「チャレマニ」で高校生が生成 AI を活用して地域課題の解決につながるアプリ開発に取り組んだ経験も踏まえ、市民とともに「どのようなデータがあれば地域課題の解決につながるのか」を考え、必要なデータの公開からその活用までを共に進める仕組みの構築を検討してはどうか。特に、今回「チャレマニ」が高校サテライトキャンパス推進事業の一環として旧久世校地を拠点に実施されたことを一つの契機とし、今後、アイデアソン・ハッカソン等市民協働イベントの企画・開催や、データ・生成 AI の活用を支援し、市民、企業、学生等のアイデアを実際のサービスや地域課題の解決につなげていく機能を、旧久世校地で実装を検討されている「デジタル共創拠点」の機能の一つとして検討してはどうか。市の見解を伺う。	

通告順

3

令和 8 年(2026 年)8 月 24 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 6 番

真庭市議会議員 谷本 彰良

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
一体感の醸成は出来ているか	平成 17 年 3 月 31 日に北房町、勝山町、落合町、久世町、湯原町、美甘村、川上村、八束村、中和村の九つの町と村が合併して、真庭市が誕生して 21 年が経過した。 合併当時平成 17 年 4 月 1 日の人口は 54,150 人、そして令和 8 年 4 月 1 日の人口は 39,480 人と 21 年間で約 15,000 人が減少（いずれも住民基本台帳による人口。）。年平均では毎年約 700 人の減少である。 団塊の世代が後期高齢者となりつつある現在、この減少傾向は、さらに拍車がかかるものと思われる。 地域にとって貴重な存在である、真庭の子どもであるが、その多くは高校進学時あるいは高校卒業時に故郷を離れてしまう。 故郷を離れる前に、地域の歴史・文化を学ぶ郷育は子どもたちのアイデンティティ形成には、非常に有効な手段だと思う。郷土愛を育むことで、ずっとその地域で、または市内で暮らしたいと思う子どもが育ち、真庭の一体感の形成に繋がっていると考えられる。 真庭市には「まにわサイコー!」という応援ソングがある。この曲は平成 22 年の第 25 回国民文化祭・おかやま 2010 に於いて、地域独自の文化発信の一環として、市内の小学生のアイデアや歌声を詰め込んだ真庭の応援	市長 教育長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	ソングとして制作され、子どもたちが真庭の自然や景色、地域の魅力を再発見し、親しむ地域への愛着の願いが込められている。 私には平成 15 年と 19 年に生まれた二人の子どもがいる。上の子は遷喬小学校で合唱の練習をしたことを、下の子は久世保育園の遠足で歌詞にもある、鹿田橋のヌートリアを見に行ったことと、発表会の入場曲にこの曲が使用されていたことを今でも覚えている。 幼少期からの曲に合わせた楽しい体験は、エピソード記憶として長く、そして繰り返すことにより強く人生の記憶にとどまる。 子どもたちの成長の過程で、一つの真庭という一体感を醸成していくためにも「まにわサイコー!」という曲をもっと活用していくべきと思うが、現在の活用状況と今後の取り組みについて伺う。	

通告順

4

令和 8 年(2026 年)8 月 24 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 1 番

真庭市議会議員 奥 侑樹

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
水槽付消防ポンプ自動車と消防力の向上について	2026 年 6 月定例会において、水槽付消防ポンプ自動車の買い入れが議決された。消防車両の整備は、消防力の維持向上の一側面に過ぎない。必要な免許と運転技能を持つ職員が適切に配置され、安全に緊急走行ができなければ、実効的な消防力とはいえない。そのため、車両整備、資格者確保（配置、免許取得支援）、運転訓練を一体的に整備する仕組みをつくることが重要である。上記を前提に、下記 3 項目を市長に問う。 1. このたび買い入れる水槽付消防ポンプ自動車は車両総重量 14,500 キログラムのため、運転には大型自動車第一種免許が必要と理解しているが、相違ないか。あわせて、消防本部が保有する大型免許を要する車両の台数とその配置を問う。 2. 消防職員のうち大型免許の保有者は何名か。また休暇、研修、欠員、災害の重複発生等を考慮して、保有する大型車両を常時運用するために必要な人員を、市はどのように算定しているか。現在の大型免許保有者数はその所要数を満たしているか。 3. 大型免許の取得費に対する市の補助制度の内容と、過去 5 年間の取得者数及び交付実績を問う。あわせて、毎年 of 取得対象者数を退職見込みや機関員の所要数からどのように算定しているか。	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
真庭市今後の小中学校のあり方に関する基本方針(仮称)について	現在「真庭市今後の小中学校のあり方に関する基本方針(仮称)」が策定中である。あらかじめ述べておくが、今回の質問は統廃合の是非や個別具体例を議論するものではない。 児童生徒数のみを統廃合・再編の判断基準としないとする過去の市長、教育長答弁を私は支持する。小規模であることと、必要な教育条件が不足していることは同じではないことを表明し、公教育を維持するというやせ我慢は、行政組織にとっても最も必要な姿勢であると私は考える。ただそうしたやせ我慢もそろそろ限界に達しつつあることが、こうした「基本方針」が策定されているという事実に見えている。 「(前略)子どもの成長に必要なか、そして最善な学びか」を問い直し、「単に児童生徒の人数や学級数をとらえて効率性のみを考えることを「適正」とするのではなく、一人ひとりの児童生徒が、その瞬間を幸せに生き、学び主権者として自立していくための、「育ちの質」を(中略)考えること」が、私たち市民一人ひとりにとって必要である。 先日(2026年8月5日)改訂版の出た国の手引き(「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～(改訂版)」)でも、小中学校は地域コミュニティの核として様々な機能(保育、地域の交流や学びの場、災害時の避難所など)を有している場合が多いとされ、地域の視点からも考える必要がある。これは、「(前略)やはり地域の精神的な拠り所」(令和7年度真庭市総合教育会議, 2025年12月23日)という市長の言葉とも平仄の合うものである。「手引き」でも、教育委員会だけでなく「首長部局も含めた各市町村全体でその地域の未来を考える視点で検討する」ことが求められている。 しかし「学校そのもののあり方」、「育ちの質」、「最善な学び」、「地域コミュニティの核」といった言葉は抽象的であり、その言葉に込められたヴィジョンが十分に共有され、その中身が具体的にブレイクダウンされなけれ	市長 教育長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	ば、議論を支え、意思決定に伴走するツールとしてはうまく機能しない。その結果、「分かりやすい」数や自分たちが経験した「当たり前」に依拠した議論が再び前景化してしまう。これは私たちの望むところではない。 教員がその専門性を十全に発揮できる環境というのは学校教育において欠くべからざる教育条件である。しかし、これすらも児童生徒数によって規定されたものである。 実際に、教職員配置は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（いわゆる教員定数法）により児童生徒数を基準に決められてしまう。極小規模となることで、管理職や養護教諭、事務職員の未配置や免許外教科担任といったケースが生まれる場合もある。「子どもたちにとって最善の学び」を問い直していくうちに、私たちは児童生徒数という「数の議論」に回帰してしまう。 「数字」や「当たり前」の引力に抗いながら、「学校そのもののあり方」、「育ちの質」、「最善な学び」等を問い直し、議論することは非常に困難な営みである。 「基本方針」は、この困難さを緩和するものであってほしいと私は願う。そしてそのためには、これらを問い直し、議論する際に、どのような事柄（トピック）が話し合われるべきかが「基本方針」で示されるべきではないだろうか。一つ一つの事柄について吟味し、私たちの学校に必要な教育条件は何なのか、欠くべからざるものは何なのかを議論することを通じて（たとえそれがどのような結論であるにせよ）私たちは集団的な意思決定に至ることができるのではないだろうか。そのための補助線を引くことが、行政の行うべき「地域の意思決定の伴走」であると思う。これらを踏まえ、「基本方針」が地域の対話と意思決定を支えるものとなるよう、以下3点、市長、教育長に質問する。 1. 「育ちの質」の担保や「最善な学び」、「地域コミュニティの核」にはどのような条件が必要と考えるか。理念をブレイクダウンした条件として、どのような要素	

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	が想定されるか。 2. それとは逆に、何が欠けたとき、あるいは何が不足したとき、「学校」や「地域コミュニティの核」として機能することができなくなると考えるか。 3. 国の手引きでは、通学距離の目安を小学校おおむね4キロメートル以内、中学校おおむね6キロメートル以内、通学時間をおおむね1時間以内としている。また、従来の徒歩距離に加えて酷暑や集中豪雨といった気象条件の変化も考慮する方針が示されている。本市の現状はこの目安に照らしてどうか。また、「手引き」においても通学条件の扱いは大きい。通学条件を「育ちの質」を構成する条件の一つとして基本方針に位置づける考えはあるか。	
学用品の公費・私費負担区分の見直しについて	学校教育に要する経費のうち、何を公費で負担し、何を保護者が負担するのか。この線引きが、いま全国で見直されている。その具体例が、つくば市等多くの自治体で進む算数セットをはじめとした学用品の学校備品化である。こうした動きを受け、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2025（骨太方針 2025）」では学用品の学校備品化の取組周知が明記され、「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減について（通知）（2025 年 6 月 25 日）」が文部科学省から発出されている。学校に備えるべき教材の具体的な品目や数量の目安を提示した「教材整備指針」も示されている。さらに、今年度（2026 年度）新たに「学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減策の事例周知について（事務連絡）（2026 年 7 月 17 日）」が発出されている。 学用品の学校備品化は保護者の経済的負担を軽減するだけではない。算数セット等では多数の小部品への記名が必要となり、入学準備期における保護者の時間的負担となっている。こうした見えにくい家事負担は、家庭内の特定の人に偏りやすいという問題もある。 上記を前提に、下記 4 項目を教育長に問う。	教育長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	1. 骨太方針 2025、2025 年の文部科学省通知及び 2026 年の事務連絡を、教育委員会はどうに受け止めているか。またこれらを受け、学用品の購入状況や公費・私費負担の見直しについて、これまで何を行ったか。 2. 市内小中学校が保護者に購入を指定、推奨または斡旋し、若しくは学校徴収金によって購入している学用品について、品目、価格、使用学年及び使用頻度を教育委員会は把握しているか。学校間で品目や負担額に差があるか。 3. 学用品について、その購入費用と多数の小部品への記名や管理に要する保護者の作業負担、徴収及び未納対応等に要する学校側の事務負担を教育委員会はどのように認識しているか。 4. 本市には、学校教育に要する経費のうち、何を公費で負担し、何を保護者負担とするかを整理した文書はあるか。つくば市は 2021 年に『学校徴収金取扱要項（公費・私費負担区分等ガイドライン）』を策定し、公費負担すべき経費として『学級、学年、学校単位で共用または備え付けとするものの経費』を明記している。本市も同様の基準を策定し、判断の主体と根拠を明確にする考えはないか。	

通告順

5

令和 8 年(2026 年)8 月 21 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 18 番

真庭市議会議員 小椋 一郎

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
こどもの居場所の整備と既存の公共施設の有効活用を	真庭市では、こどもの居場所として各振興局に図書スペースやキッズスペースが整備されている。中には、中高生が放課後に友達と自習などで賑わっている振興局も見受けられる。本庁舎では議場を学習スペースとして夏休みなどの長期休暇中に開放しており、R8 年度の夏休み期間中には約 50 名程度の利用があったと聞いている。 蒜山の学習交流センター三座館は寮機能だけでなく、地域の青少年の交流拠点を併せ持つ複合施設として運用されている。 しかしながら、地域の小中学生を呼び込んだイベント利用はあるものの、自宅から通学する一般の高校生からは立ち寄りづらいといった声が上がっている。 理由として考えられるのは、寮生の生活拠点としての側面が強いため、関係者以外の生徒にとって、他人の寮にお邪魔するというような遠慮が生まれているのではないかと。三座館ではなく、振興局を利用する生徒が多いのが実情である。 例えば、既存の八束コミュニティセンターの一室を放課後に自習スペースとして開放し、Wi-Fi やエアコン、勉強机、椅子を整備し、学習できる環境を提供すれば、中高生には使いやすいのではないかと考える。	市長 教育長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	真庭市内には、市民の居場所としてスポーツ施設やコミュニティセンターも含めて数多くあるが、利用者が少なくなっている施設もあり、地域のニーズに合っているのか疑問に思う。 そこで伺う。 ①市内の中高生自身が自由に学習できる場所について振興局や図書館で十分足りているか。またコミュニティセンターや既存の公共施設の利用の仕方について、市内の小中学生へのニーズ調査をするつもりはないか。 ②各地域に点在する既存の公共施設やコミュニティ拠点が、市民のニーズに合っているのか、まにあぶりなどで市民の声やアイデアを聴き、調査研究するつもりはないか。 市長、教育長の所見を伺う。	

通告順

6

令和 8 年(2026 年)8 月 24 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 16 番

真庭市議会議員 葉廣 峰久

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
落合地域へのスケートボード広場の整備について	真庭市には、勝山地域の「勝山スケートパーク川夢」と、久世地域の「久世河川公園スケートボード広場」があり、若者を中心にスケートボードを楽しめる広場として利用されている。 一方、落合地域には、同様の公的なスケートボード広場がない、市民、とりわけ若い世代から、「なぜ落合地域にはスケートボードを安全に楽しめる場所がないのか」という声を聞く機会が増えている。 スケートボードは、東京 2020 年オリンピックで初めて正式競技として採用され、パリ 2024 年大会でも実施された。 また、ロサンゼルス 2028 年大会でも実施される予定である。競技種目は主に「ストリート」と「パーク」に分かれており、若い世代を中心に競技人口や関心が高まっている。 落合地域では、学生などが自動車の通行が途切れた時間を見計らい、周囲に気を遣いながら道路上で滑っている姿を見かけることがある。しかし、道路上でのスケートボードは、場所や交通状況によっては、禁止行為として定められている道路交通法第 76 条第 4 項第 3 号、「交通のひんぱんな道路において、球戯をし、ローラー・スケートをし、又はこれらに類する行為をすること」に該	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	当する可能性がある。 これは、道路上でスケートボードをする行為が一律に違法という意味ではないが、自動車や歩行者の多い道路では、事故や接触の危険性があり、道路交通法上の問題となる場合がある。 若者に危険な場所や周囲に遠慮しながら活動させるのではなく、安全に練習できる場所を行政として検討することが必要ではないか。スケートボードは単なる遊びではなく、若者の体力づくり、仲間づくり、居場所づくりにもつながるスポーツである。 そこで、落合総合公園をはじめ、市有地や既存施設の一部を活用し、落合地域にスケートボード広場を整備する考えはないか市長の見解を伺う。 また、本格的な専用施設を直ちに整備することが難しい場合には、試験的にまず小規模な練習スペースや、利用時間を限定した試験的な広場を設け、利用者数、騒音、安全性、維持管理上の課題など検討してはどうか。 将来、真庭市から全国大会や世界大会を目指す選手が育つ可能性もある。若者の挑戦を地域全体で支えるという観点からも、落合地域への整備について検討を求める。	

通告順

7

令和 8 年(2026 年) 8 月 24 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 22 番

真庭市議会議員 緒形 尚

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
高齢者・障がい者虐待への対応体制について	現在、少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化など、社会環境が大きく変化する中、高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、一人ひとりの尊厳を守り、必要な支援につなげる体制づくりが重要になっている。 特に、高齢者虐待や障がい者虐待は家庭内などで発生することも多く、外部から発見しにくいという特徴がある。その背景には、介護する家族の負担や孤立、経済的な問題、認知症への対応など、さまざまな要因が複雑に関係している場合がある。そのため、虐待が発生した後の対応だけでなく、早期発見、迅速な対応、そして虐待に至る前の予防的な支援が重要であると考える。 市町村には、関係法令に基づき、相談や通報を受けた際には、速やかに状況を確認し、本人の安全確保や必要な支援につなげる役割が求められている。本市においても、福祉課をはじめ、地域包括支援センター、相談支援事業所、医療機関、警察など、多くの関係機関が連携して対応されているものと認識している。 一方、私自身、日頃の議員活動の中で、市民の皆様から福祉や介護に関するさまざまな相談を受ける。その中で、「どこに相談すればよいのか分からない」「相談した後、きちんと対応してもらえているのか不安だ」といっ	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	た声も耳にする。市民の皆様にとって、行政の相談窓口は、困った時の大切なよりどころである。だからこそ、相談者の声を丁寧に受け止め、状況を的確に把握し、必要な支援へ迅速につなげることが重要であるとする。 今回の質問は、特定の個別事案を取り上げるものではない。市民の皆様が「相談してよかった」と思える体制になっているのか、また、高齢者や障がいのある方を守るための虐待対応体制が十分に機能しているのか以下の点について市長に伺う。 ① 相談・通報件数について 虐待を早期に発見し、適切な支援につなげるためには、相談や通報の状況を把握することが重要である。そこで、本市における過去３年間の高齢者虐待及び障がい者虐待について、相談・通報件数と、虐待と認定された件数の推移を伺う。 また、身体的虐待、心理的虐待、介護放棄、経済的虐待、ネグレクトなど、どのような傾向があるのか。さらに、本人、家族、近隣住民、民生委員、介護サービス事業者など、主にどのような方から相談や通報が寄せられているのか、状況を伺う。 ② 初動対応について 虐待が疑われる場合、初期対応の遅れが本人の生命や身体の安全に大きな影響を及ぼす可能性がある。そこで、本市では虐待の疑いがある相談や通報を受けた場合、どのような流れで対応されているのか伺う。 ③ 関係機関との連携について 虐待問題への対応は、行政だけで完結するものではなく、地域包括支援センター、相談支援事業所、介護サービス事業者、医療機関、警察など、多くの関係機関との連携が必要である。そこで、本市では虐待事案について、関係機関との情報共有やケース会議をどのように行っているのか伺う。また、日頃から連携を深めるためにどのような取り組みを行っているのか。 ④ 相談体制について 私は、市民の皆様にとって大切なのは、「相談してよか	

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	った」と思える行政であることだと考えている。相談を受けた後も、必要に応じて継続的な見守りや状況確認を行い、適切な支援につなげていくことが重要である。そこで、相談や通報を受けた後、対象者への継続的な見守りや経過確認をどのように行っているのか。また、一度対応した案件について、組織内で対応を振り返り、検証する仕組みはあるのか。さらに、対応が長期化する困難事例について、担当者だけに負担をかけることなく、組織として対応する体制ができているのか。 ⑤ 今後の体制強化について 高齢化の進行や認知症高齢者の増加、家族の介護負担などにより、今後も虐待や虐待につながる可能性のある相談が増えることも考えられる。そのため、発生した事案への対応だけでなく、虐待を未然に防ぐ取り組みや、相談しやすい環境づくりが重要である。本市の高齢者・障がい者虐待への対応体制について、現在課題があるのか伺う。	
共生社会の実現を目指して	今年4月、真庭市役所に「共生社会推進課」が新たに設置された。「共生社会」という言葉を聞くと、少し難しく感じる市民の方もおられるかもしれないが、共生社会とは本来、それほど難しいものではないと思っている。高齢者も、障がいのある人も、子どもも、子育て中のお父さんやお母さんも、そして、さまざまな事情や悩みを抱えている人も、誰一人として孤立することなく、地域の中で自分らしく暮らしていける。 また、支援を受ける人と支援する人を分けるのではなく、誰もが時には支え、時には支えられながら暮らしていく。私は、そのような地域こそが、真庭市を目指す「共生社会」ではないかと考えている。 一方で、4月から新しく「共生社会推進課」がスタートしたが、正直なところ、まだ多くの市民の皆さんには、その存在や役割が十分に知られていないのではないかと。「共生社会推進課って、何をすることなの？」そんな声も聞こえてきそう。せっかく新しい課をつくり、	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	「共生社会の実現」という大きな目標を掲げたのであれば、行政の中だけの取組に終わらせてはいけないと思う。市民の皆さんに、「共生社会」という言葉を覚えてもらうことが目的ではない。大切なのは、市民の皆さんが日々の暮らしの中で、「困っている人がいたら、少し声をかけてみよう」、「地域の中で、気になる人をみんなで見守ろう」、「自分とは違う立場の人のことも、少し考えてみよう」、そんな思いを自然に持てる地域をつくっていくことではないだろうか。 真庭市においても、人口減少や高齢化が進む中で、地域によっては、人と人とのつながりが以前より薄くなっていると感じるところもある。 また、複雑化する生活課題の中には、一つの部署、一つの制度だけでは解決できない問題も増えている。だからこそ、これからは行政だけでなく、市民、地域、学校、企業、福祉関係者など、さまざまな人たちがつながり、それぞれの立場で支え合うことが、ますます重要になると考える。私は、新たに設置された「共生社会推進課」が、単に新しい行政組織として存在するだけではなく、さまざまな部署や関係機関、そして地域や市民をつなぐ、“ハブ”のような役割を果たしていくことを期待している。真庭市は、これからどのような「共生社会」を目指していくのか。 また、その実現に向けて、新たに設置された共生社会推進課は、どのような役割を担い、市民や地域とどのようにつながりながら取組を進めていこうとしているのか。さらに、高齢者や障がいのある方、子育て世代をはじめ、さまざまな立場や事情を抱える人が、誰一人取り残されることなく、地域の中で安心して暮らしていくために、今後どのような環境づくりを進めていくのか。そして、市民一人ひとりが、「自分には関係のない話」ではなく、「自分たちのまちの話」として共生社会づくりに関わっていくために、今後どのような取組を進めていくのか、市長の考えを伺う。	

通告順

8

令和 8 年(2026 年)8 月 24 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 9 番

真庭市議会議員 伊藤 義則

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
財政見通しについて	2025 年 6 月の一般質問で「スクラップ・アンド・ビルド」について質問したが消化不良であった。その後、今村 寛さんの書籍「自治体の台所事情 財政が厳しいってどういうこと？」を読み、同僚と集中講座を受けた。納得出来たものを一部紹介すると、 1) 市民のために、新しく作成した総合計画を実現するため、新たな事業を行うために市民アンケート等で市民に支持されていない事業を廃止したり優先順位を下げる。 2) 自治体はお金が無いのではなく、使える財源のほとんどが既存事業に固定されているので、新規事業に使える政策的経費が不足している。ただし、現在の状態に市民が満足していれば、経常収支比率が 100%に近くてもそんなに問題ではない。 3) 他市町村比較は、自治体の条件や市民が求めているものが違うため原則無駄で、すべきは自市の時系列の数値の推移を見て、その原因を探るべし。その他、議員の仕事って何ですか。職員同士、議員同士、市民と対話が出来ていますか。市民が一番知っているのは誰ですか。(権限委譲の話) 等々でした。 これからが本題だが、「真庭市中期財政計画（令和 8 年度～令和 12 年度）」によると、令和 8 年度以降も財政調	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	整基金を取崩して予算を組むようになっている。計画では令和12年度になっても財政調整基金を1,280百万円取崩して予算を組むようになり、その時点の財政調整基金が4,450百万円だ。下記を市長に問う。 1. いつ頃になれば、財政調整基金に頼らずに予算が組めるのか。 2. その時の財政調整基金残高は。	
中山間地域等直接支払交付金集落協定数等の状況について	真庭市のホームページの「真庭市における中山間地域等直接支払制度実施状況の公表(令和7年度実績)」によると協定数・対象農用地面積の推移(令和6年度比)が掲載されていた。集落協定数は165から126(23.6%減)に減り、農地面積は15,296,283㎡から13,115,232㎡(14.3%減)に減っていた。 私が議員になりたての6年前に、PCを使った事務処理等が難しく、またこの制度が若者に理解されにくく継続が難しくなっている。地域おこし協力隊員の力を借りて事務処理等が出来ないかという論議がされていたが、実現されなかった。 今回、(株)KANAMSが設立されその一部が解消されそうだが、市はこの状況をどのように把握しているのか。以下を市長に問う。 1) なぜこんなに集落協定数、面積とも大きく減ったのか。 2) 聞き取り調査をしたと表記していたが、廃止を決めた地域に対してのみであった。なぜ、継続できている要因を聞かないのか。 3) 市はこの状況をどう捉え、どう対策しようとしているのか。	市長

通告順

9

令和 8 年(2026 年)8 月 24 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 15 番

真庭市議会議員 小田 康文

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
真庭市立小学校の適正配置について	昨年の 6 月定例議会で真庭市立小学校の適正配置について質問した。令和元年に、それまであった真庭市立小・中学校適正配置実施計画が終了し、その後の極小規模校の在り方について尋ねた。すると地域と対話して教員の配置、学校規模、どういう形でこの学校を、あるいは子どもたちの育ちを担保していくのかを議論してその後の方針を示すという事であった。また、いわゆる少子化に伴って学校統合を唯一無二の前提とはしないとの答弁であった。 前回の質問から 1 年が経過した。そこで下記の通り質問する。 1) その後、極小規模校とは、何校と、どのような内容で、どれくらいの議論を重ねたのか。 また、どのような方向性が見いだせたのか。 2) 極小規模校に対する真庭市教育委員会としての方針はいつ示されるのか。 3) 未だ方針が示されてはいないが、在籍する児童数が例え 1 人になっても地域が了承しなければ学校は存続させるのか。 4) たとえ極小規模校であっても、校舎、屋内運動場、プール等の施設に大規模修繕が必要になったら対応していくという考えか。	教育長

通告順

10

令和 8 年(2026 年)8 月 24 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 7 番

真庭市議会議員 庄司 史郎

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
公共下水道の整備計画について	公共下水道の整備計画については、下水道事業会計の厳しい運営状況から、計画区域の見直しにより、旧落合町の大字開田地区から大字中地区までの国道 313 号に沿った、元は公共下水道整備計画区域であったところが、整備計画区域から除外された。 この区域は、旧久世町の大字富尾に隣接する地域である。真庭市は森林面積が約 8 割もあり、農地、宅地等は 2 割程しかない。大字開田地区から大字中地区については、国道 313 号の幹線道路沿いの真庭市中心部に近い、真庭市の中において有数の農地等の広がりを持っている地域であり、都市計画区域にもなっている。 真庭市の将来的発展・成長を考えた時、この地域、特に国道 313 号に公共下水道を整備しておくことは、大変重要なことであるとする。 元の計画通りに面的に広げた整備はさておき、国道 313 号に公共下水道の本管は少なくとも計画的に布設しておく必要があるとするが、市長の見解を伺う。	市長
令和 8 年度全国学力・学習状況調査結果について	令和 8 年度全国学力・学習状況調査が、調査対象小学校は 6 年生、国語及び算数、中学校は 3 年生、国語、数学及び英語、併せて質問調査ということで、4 月から 5 月にかけて実施された。	市長 教育長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	その結果について、中学３年生の数学において、真庭市は４９となっており、岡山県および全国の平均数値５７を大きく下回っている。自治体の中に１校しか中学校がない自治体は、学校が特定されることから、非公表扱いとなっている。 今回の真庭市の中学３年生の数学における数値は、公表されている県内自治体の中で最低のものとなっている。 教科の点数だけで、人としての評価が決まるものでもないが、子育て世代に選ばれる真庭市としての教育環境、さらに大きく言えば子育て環境として捉えた時、この現状を市長はどのように思われるか。市長の感想をお聞かせ願いたい。 次に、教育委員会としては、今回の結果について、どのように分析し、どのようにとらえているのか。 また、今後の取組として、現状の指導方法で問題ないと考えているのか、どうなのか。教育長の見解を伺う。	

通告順

11

令和 8 年(2026 年)8 月 21 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 17 番

真庭市議会議員 妹尾 智之

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
紙おむつサブスクの導入を	全国的に、保育園や認定こども園における紙おむつのサブスクリプションサービスの導入が進んでいる。 これは、保護者が定額料金を支払うことで、紙おむつやおしりふきが園に直接配送され、名前の記入や持参が不要となるサービスである。 保護者の負担軽減に加え、保育現場においても、おむつの管理や受け渡しなどの業務が軽減され、保育士が子どもと向き合う時間の確保につながることを期待される。また、園での紙おむつの備蓄により、防災面での活用も期待できる。 このように、子育て支援、保育現場の業務改善、防災対策という三つの面から、有効な取り組みであると考えられる。 具体的には、次の三つの効果が期待できる。 1 点目は、保護者の物理的、心理的負担の軽減である。おむつへの名前の記入、補充、持参といった準備作業が不要となることで、毎日の登園準備にかかる負担やストレスの軽減につながる。 2 点目は、保育現場の業務改善である。 紙おむつの記名漏れへの対応や、園児ごとの在庫管理、保護者への補充依頼など、これまで保育士が担ってきた業務の簡素化が図られる。それによって、保育士が子ど	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	もと向き合う時間を確保し、保育の質の向上にもつながるものとする。 3点目は、防災対応力の向上である。 園に一定量の紙おむつを備蓄しておくことにより、災害時には園児だけでなく、地域の避難者等への物資提供にも活用できる可能性がある。実際に、自治体と事業者が協定を締結し、災害時に保育園で保管している紙おむつを地域住民等へ提供する取り組みも始まっている。 そこで伺う。 本市は、保育施設における紙おむつサブスクリプションサービスについて、どのように認識しているのか。 また、県内自治体や中山間地域の自治体における導入状況や導入による効果について、どのように把握しているのか。 その上で、保護者の負担軽減と保育現場の業務改善、さらには防災対策の観点から、本市として導入を検討する考えがあるのか、市長の見解を伺う。 一方で、紙おむつのメーカーや銘柄が限定されることなど、導入に当たっての課題もあると認識している。 そのため、最初から全ての園児に一律に導入するのではなく、現場の保育士の意見や保護者のニーズを十分に確認した上で、希望する保護者が利用できる仕組みや、モデル的な導入を含めて検討することも有効ではないかと考える。 本市においても、保育現場の実情や保護者の声を丁寧に把握しながら、紙おむつサブスクリプションサービスの導入について前向きに検討してはどうか、市長の見解を伺う。	
化学物質過敏症・香害への対策について	近年、洗剤、柔軟剤、芳香剤、建材、たばこの煙などに含まれる化学物質や香りによって、頭痛、吐き気、倦怠感、めまい、息苦しさなどの体調不良を訴える方がいる。いわゆる「化学物質過敏症」や「香害」と呼ばれる問題である。 これは単なる「香りの好き嫌い」の問題ではない。中	市長 教育長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	には、日常生活や学校生活が困難になるほどの症状に苦しんでいる方もいる。一方で、外見からは分かりにくい ため、周囲から理解されにくいという課題がある。私は、 香りを楽しむことそのものを否定するものではない。花 やアロマなど、香りが人の心を豊かにしてくれることも ある。だからこそ、「香りをなくす」のではなく、香りによ って困っている人がいることを知り、お互いに配慮で きる環境をつくることが重要である。 国においても、関係省庁が連名で啓発ポスターを作成 するなど、香害についての理解を広げる取組が進められ ている。 また、全国の自治体においても、公共施設での啓発や 相談体制の整備、学校等での配慮など、さまざまな取組 が始まっている。 特に重要なのは、子どもたちへの配慮である。 学校、認定こども園・保育園、放課後児童クラブでは、 子ども自身が生活する場所を選ぶことができない。施設 の空気環境、洗剤や柔軟剤、教材や工作材料など、身近 な環境について、大人が配慮することが必要である。 そこで、真庭市においても、まずは市民にこの問題を 知っていただくことから始め、学校、認定こども園・保 育園、放課後児童クラブ、市役所、公共施設など、安心 して過ごせる環境づくりを進めるべきである。 そこで以下の点について伺う。 1. 香害・化学物質過敏症について、市民への周知啓発 を行う考えはあるのか。 2. 化学物質過敏症に悩む市民や、子ども・保護者から の相談を受ける体制について、現在どのように対応して いるのか。また、今後さらに充実させる考えはあるのか。 3. 学校、認定こども園・保育園、放課後児童クラブに おける対策について伺う。 施設の化学物質対策や換気、空気環境の管理につい て、どのように取り組んでいるのか。また、化学物質や 香りに敏感な児童・生徒、子どもに対して、どのような 配慮を行っているのか。さらに、放課後児童クラブにつ	

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	いては、市全体として共通した配慮やガイドラインを整備する考えがあるのか伺う。 最後に、香害や化学物質過敏症は、まだ十分に知られていない問題である。だからこそ、困っている人だけが我慢するのではなく、まず市民がこの問題を知り、互いに配慮できる環境を行政が後押しすることが重要である。 少数派であっても、実際に困っている市民がいる。その声に行政としてどう向き合うのか。 市民が安心して学校や公共施設を利用できる環境をつくるため、真庭市として今後どのように取り組んでいくのか、市長・教育長の見解を伺う。	

通告順

12

令和 8 年(2026 年)8 月 24 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 4 番

真庭市議会議員 伊賀 基之

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
地域防災力の強化について	まず、災害の時、長期に避難する避難所のエアコン設置についてお尋ねする。 本年 7 月 28 日に発生した熊本地震は、熊本市を含む多くの周辺自治体に甚大な被害をもたらした。8 月 20 日現在で死者数は 38 名とされ、その中に車中避難の 70 代女性の熱中症の疑いで死亡が報道された。気温 36℃ を連日超えるような状況で、エアコンのない避難所の劣悪な環境の改善が必要である。令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震でも、真冬の避難所の厳しい環境で、多くの災害関連死が発生したとされている。真庭市においても、大きな災害に備え、避難所の環境整備が早急に必要と考える。私の確認であるが、市内 61 カ所の避難所うち、エアコンが設置されているのは、部分的な設備を含めて 24 カ所であった。小中学校は、26 校中 23 校が避難所に指定されているが、主として避難に使われる体育館にエアコン設備のある学校は皆無であった。私は、令和 6 年 3 月議会で、「避難所となっている小中学校の体育館に、早急にエアコン設置を」と提案したが、そのときの答弁は、「高額な工事費やランニングコスト、また断熱工事が必要で、今後総合的に考える」というものであった。予算については、国は交付金により、補助率を 1/3 から 1/2 に引き上げており、断熱・遮熱工事も含む	市長 教育長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	としている。また、地方負担分についても地方債を100%充当でき、そのうち50%を地方交付税措置される仕組みもある。国は、令和17年度までに学校体育館のエアコン設置率100%を目標としていたが、それを前倒し実施するとしている。落合地区は人口が多いが、12カ所の避難所のうちエアコンがあるのは、ハイランドおちあい、天の川こども園、白梅体育館のサブアリーナの3カ所のみである。まず、落合地区の学校体育館、また冬の寒さの厳しい蒜山地区、美甘地区の学校を優先的に設置すべきと考える。さらに、現在エアコンが設置されていない学校以外の避難所10数カ所についてもエアコン設置を計画的に行っていくべきと考える。 次に、災害の時、一時的に避難する避難場所のエアコン設置等についてお尋ねする。 避難場所は、市内に365カ所指定され、そのうち、地域の自治会などが管理する集会所やコミュニティハウスなどが約230カ所ある。これらの集会所等では、エアコン未設置の施設も多い。「集会所等施設整備補助金交付規程」では、壁に取り付ける小型のエアコンは補助の対象外であるが、避難場所に指定されている施設は補助対象にすべきである。また小規模な自治会では50%の負担もなかなか困難であり、補助率の引き上げも行うべきと考える。10年に1度という利用規定もエアコンは適用外とし、LED照明のように随時申請できるようにすべきである。 短期間の滞在が前提とされる避難場所であっても、現在のような気象ではエアコンは不可欠である。また、小規模な自治会の集会所では水道料金の負担が重く、水道を休止にしているところも増えている。避難場所に指定されている集会所等は、水道料金の減免も必要と考える。 以上、2点について見解を伺う。	
火災の初期消火について	次に、災害対策として火災の初期消火についてお尋ねします。現在、市内の約80%の地区に自主防災組織が作	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	られている。火災の初期消火については、市の水道等が設置されている地域には、消火栓が現在 2,450 カ所設置され、同数の消防ホースの格納庫が併設されていると考える。 消火訓練については、消防団と自主防災組織、地域自治会等が実施すべきと考えるが、自主防災組織や自治会の活動も十分でない地区もあり、なかなか実施できてない現状がある。自主防災組織や自治会への、市の伴走的な支援が必要である。また、消防ホースの管理については、ホースの点検、何年かごとの耐圧検査や必要に応じての取り換えも必要と考える。長年放置されている格納庫もある。 自主防災組織や自治会に任せてしまうのではなく、現状をふまえ、市の適切な支援により、実際に初期消火が十分行えるよう、初期消火訓練や適切な消防ホースの管理が必要と考えるが、見解を伺う。	
「平和のつどい」と「戦争資料室」について	戦後 81 年を迎え、戦争体験者がほとんどおられなくなり、戦争の悲惨さや真庭市から多くの戦没者が出たことが忘れ去られようとしている。昭和 6 年からの日中戦争、昭和 16 年からのアジア・太平洋戦争で、日本人が約 300 万人、アジア全体では約 2000 万人が亡くなったといわれている。 今年も、市内各地で戦没者の追悼や平和祈念の取り組みが行われた。湯原地区の遺族会による「戦没者追悼式」や、落合地区のお寺で行われている終戦記念日の平和の鐘の取り組み、また「原爆の絵展」や戦争に関する映画会も行われた。市も、市庁舎に「非核平和都市宣言」の懸垂幕を掲げ、「親子で学ぶ広島平和学習プログラム」を行った。市内の小学校で、「被爆体験を聞く」などの平和学習も行われている。 私は、戦争の悲惨さと真庭市から多くの戦没者が出たこと、平和の大切さを次世代に伝えるため、市民と市が共同して、「平和のつどい」を行うことを提案する。岡山市の「市民平和祭」は、岡山空襲の 6 月 29 日を中心に、	市長 教育長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	戦争遺品や戦争中の児童の日記、岡山空襲の写真パネルの展示、空襲体験者の DVD 上映などを行い、多くの市民が参加している。津山市、倉敷市でも 8 月に、同様の取り組みが行われており、小中高校生の参加する取り組みも多く行われている。笠岡市は、今年度から「戦没者追悼式」と「原爆死没者鎮魂式」を合同し「平和祈念式」とし、小中学生が参加し平和学習の記録を発表するとしている。北房地域では、何度か「平和のつどい」が行われ、落合地域では戦没者の「遺影展」が行われたこともある。戦争の記憶が失われないうちに次世代に引き継ぎ、平和への気持ちを作り出す、市民と市の共同の「平和のつどい」を実施すべきと考える。 次に、戦争の記憶を次世代に引き継ぐため、市内の戦争に関する遺品や資料等を収集し、展示・活用する「戦争資料室」を作することを提案する。現在、市は「蒜山原戦争遺跡」の保存・活用に取り組んでいるが、市内の戦争体験者は少なくなり、戦争に関する資料はどんどんなくなっている。美川小学校では、過去、PTA が多くの戦争資料を収集したこともある。市民の協力も得て、失われてしまう前に戦争に関する資料を収集・保存し、市民がいつでも見ることができ、また学校の平和教育にも利用できる常設の展示施設を作るべきと考える。 以上、2 点について見解を伺う。	

通告順

13

令和 8 年(2026 年)8 月 21 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 8 番

真庭市議会議員 吉原 啓介

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
空家、管理不全土地建物等対策に係る条例について	6 月議会で、空家等対策について質問した。 空家等に起因する様々な弊害への先手対応として、またそれに対する市の姿勢を一層明確化するとともに、民間事業者、団体等との連携も視野に入れた対策条例の制定が必要ではないかということ我问うたが、市長答弁は、否定するものではないものの、個人の所有権の問題もあり条例で強制することはほとんどできないので効果は見えてこないのではないかと、まずは対策に動いてみて、その中で条例の必要性が見えてくれば考える、というような内容であった。再質問以降は少し食い違った答弁もあり、十分に議論を深めることができなかったため今回再度お尋ねする。 問題意識としては共有できたものと認識しているが、今後、空家、空き地、所有者不明土地等の増加は不可避。空家等対策、所有者不明土地対策は、利活用推進や利用円滑化といった前向きな要素もあるが、地方においては管理不全状態にある建物や土地に起因する事故や環境悪化防止、災害リスク対策といった面のほうがより切実で重要な課題となる。 国は空家等の対策の推進に関する特別措置法、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法、さらには民法改正によりその推進を図ってきたが、問題なの	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	は、これら複数の法規を網羅的に理解するのはとても大変ということ。 この問題に対する市民の理解と協力を得るために、また、対応する市の所管部局のためにも、わかりやすく整理することはとても重要なことではないか。 その視点からも、対策を進めるうえで、まず関係法規を整理した条例の制定は必要と考えるが、あらためて市長の見解を伺う。	
義務教育の環境について	1. 昨年9月、12月定例会において、小学生の長距離徒歩通学の問題について質問した。 災害級ともいわれる暑さ。久世では今年も7月12日から8月8日まで4週間にわたって猛暑日または猛暑日一步手前の日が続き、体温が36.5度だとすればそれを超える日が14日もあった。 昨年12月の教育長答弁では、猛暑下の通学への対策として、日傘の活用の推奨、荷物の軽量化、また今後、基準は主観ではなく、暑さ指数等を明確にする必要があり、その基準に基づいた学校の運用、下校時刻の調整といったことも含めて考えていく必要があると思っている、さらに通学の安全対策全体については多岐に及ぶことから、学校、家庭、保護者、場合によっては警察等と一緒に地域全体で考えていかなければならないと思っている、とのことであった。 教育長に伺う。その後このあたりに関しての関係者意見聴取や検討は行われたのか。また、何か新たな対応は講じられているのか。 2. 急速に進行する小学校児童数の減少に伴う義務教育の環境・質の維持に向けた施策については、一昨年12月定例会においても質問した。 学校教育法施行規則に定める小学校の適正規模は全校で12～18クラス。旧真庭郡時代からしてすでにこの基準によれば小規模校ばかりだが、現在、市内の小学校20校のうち、全校児童数が100名を超えているのは6	市長 教育長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	校だけ。来年度には5校になる。さらに、全校児童数50名に満たない小学校が8校もある。 この規模になるともはや小規模校ではなく、極小規模校というカテゴリーとなり、小規模校としての視点からメリット・デメリットを論じられるレベルではない。 真庭市の場合、市域の広さを考えると、単純に統合云々の議論だけでは解決できない重い課題であり、手遅れになる前の早急かつ抜本的な施策が、検討ではなく実行が必要な状況。 今後の小学校のあり方に関する基本方針を今年度末までに策定する計画であることは認識しているが、これが基本理念の整理ではなく、具体的な施策方針とできるのか、また、市民に対する情報発信・意見聴取も必要と考えるが、そこをどう進めていくのか、教育長に伺う。 3. こどもの権利条例の策定に向け、各所へのヒアリングなどを実施しているのは承知している。子どもの意見や希望をすくい上げて、こどもまんなか社会を推進するための基本理念をまとめようというのは大いに結構。ただ、義務教育において本当に子どもたちの将来に有益な仕組みづくりは、子どもたちの意見に基づいて、ではなく、保護し育てる大人が考えて作って行かなければならないものであるはず。 また、子どもの教育環境を選択するのは子ども自身ではなく、保護者。 子育て環境の充実を推進するのであれば、遊び場や居場所づくりも大事だが、まずは義務教育において、どれだけその子の可能性を最大化できる環境づくりができるか、が重要なのではないかな。 選ばれる地域(呼び込みだけではない、流出防止の意味もある)になるためには市長部局において教育委員会と一体で子育て世代に求められる環境整備を進めていかなければならない。 教育委員会との連携した施策をどう策定・推進していくか、市長に伺う。	

通告順

14

令和 8 年(2026 年)8 月 24 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 11 番

真庭市議会議員 黒川 愛

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
高レベル放射性廃棄物の地層処分について	生成 AI などの普及に伴い、データセンターが拡大し、電力需要も増加している。二酸化炭素を排出しない原子力発電についても、近年、話題になることが多い。 一方、原子力発電を行い、使用済み核燃料を再処理する過程で、高レベル放射性廃棄物（核のゴミ）が出る。しかし、核のゴミをどうするか、最終処分地は決まっていない。2000 年に、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」が制定され、NUMO（原子力発電環境整備機構）が設立された。その後、処分地については、全国手挙げ方式で全国公募が開始された。 NUMO 設立から 25 年以上、原発が稼働して 60 年経った今も、最終処分地は決まっていない。原発が「トイレのないマンション」と例えられることもある。 そうした中、今年 4 月、真庭市の議員有志による最終処分の勉強会が、NUMO 職員を招いて行われた。私自身も参加した。また、6 月には、資料配布もされたと聞いている。 岡山県伊原木知事含め、県内の多くの首長は、「放射性のゴミはいらない！県条例を求める会」からの要望書に対し、高レベル放射性廃棄物の地層処分については受け入れしない方針を書面で回答している。真庭市では、平成 25 年に、太田市長が「本件のような市民に不安を与	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	える施設は受け入れない方針です」と回答している。 また、平成3年には、全国で最も早いとされる「湯原町放射性廃棄物の持ち込み拒否に関する条例」が制定されている。 このような経緯と状況を踏まえ、高レベル放射性廃棄物の地層処分について、市長の所見を伺う。	
高齢者の暮らしと生活支援について	高齢者が住み慣れた地域で、安心して、尊厳を持って暮らし続けるための行政の取組について、2点伺う。 ① 見守りと安否確認について 真庭市では、高齢者の安否確認を兼ねて、近年は、敬老事業を行ってきた。対象は市内の75才以上の高齢者全員で、記念品を配布してきた。 今年度から、敬老事業が見直され、対象は77才、88才、99才を迎える方のみとなった。 安否確認については、記念品配布とは切り離して実施すると、令和8年2月6日開催の文教厚生常任委員会で説明があった。 真庭市では、高齢化が進む中、一人暮らしや高齢者のみの世帯も多い。また、広い真庭市、集落は点在しており、近隣に住民がいない世帯もある。 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、本人からの相談を待つだけでなく、日常の異変を早期に把握し、必要な支援につなげる見守りの仕組みが重要であるとする。高齢者の見守りと安否確認の現状及び市長の所見を伺う。 ② 入浴サービスについて 高齢者にとって入浴は、清潔を保つだけでなく、心身の快適さや尊厳ある生活を維持する上でも重要である。一方、身体機能が低下すると、自力での入浴が難しくなり、転倒などの危険も高まる。必要な人が安全に入浴できる環境を確保することは、高齢者の暮らしを支える上で重要ではないか。 高齢化や介護・福祉人材不足、光熱費高騰のなか、入浴サービスの現状はどうか。 特に、介護保険の認定区分で要支援者1・2と認定さ	市長

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
	れた方が利用する介護予防・日常生活支援総合事業では、入浴の有無に応じた加算がなく、事業所での入浴対応に差が生じているのではないかな。 事業所・利用者への調査、第10期介護保険事業計画の策定も見据え、県や国に必要な要望を行うとともに、それまでの間、市として工夫・改善できる部分についても検討が必要ではないかな。市長の所見を伺う。	
誰にとっても分かりやすい案内表示を	美術館などの公共施設では、「走らない」「静かにする」「触らない」といったお願いや注意事項が、長い文章だけで表示されている場合がある。市内の施設でも見かける。 先日、倉吉市議会と真庭市議会の交流事業で訪れた鳥取県立美術館には、イラストなどを用いた、誰にとっても、わかりやすい表示があった。 こうした取り組みは、近年、全国各地で進んでいる。 年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず、誰にでも分かりやすいよう、イラストやひらがな、やさしい日本語を活用した案内・注意表示を、市の施設に取り入れてはどうか。市長の所見を伺う。	市長

通告順

15

令和 8 年(2026 年)8 月 24 日

真庭市議会議長 長尾 修 様

議席番号 12 番

真庭市議会議員 村上 善彦

一般質問通告書（個人質問）

次の事項について質問したいので通告します。

質問事項(大項目)	質問要旨(小項目及びその具体的内容)	質問の相手方
河川管理と協働体制について	近年、地域を流れる河川では、葦や竹などが生い茂り土砂や枯れた草木等の堆積、護岸の老朽化など河川維持管理に関する課題が見られる。 これまで、地域住民による草刈り等の協力が河川環境の維持に大きな役割を果たしてきた。一方で、人口減少や高齢化、地域の担い手不足が進む中、地域住民だけに頼り続けるには限界があると感じられる。 また、草木の伐採についても、伐採だけでなく、搬出、処分までを含めた処理方法を考えなければならない。 そこで、地域住民の生活に密接に関わる河川について、地域任せではなく、県、市、地域住民がそれぞれの役割を担う協働による河川管理へ転換していく必要があるのではないかと考える。 そこで市長に伺う。 地域河川における課題を踏まえ、県、市、地域住民がそれぞれの役割を明確にした協働体制を構築していく考えはないか伺う。	市長